

富水工第154号の2
令和6年12月4日

公益財団法人静岡県宅地建物取引業協会
会長 宇野 篤哉 様
公益財団法人静岡県宅地建物取引業協会東部支部
支部長 石黒 巖 様

富士宮市長 須藤 秀忠

位置指定道路に係る承諾書の取扱いに関する「要望書」について（回答）

日頃から富士宮市政への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年11月1日付けで御要望いただきました位置指定道路に係る承諾書の取扱いについて、回答いたします。

いただいた要望事項につきましては、民法改正により、他人の土地に上下水道管、ガス管等のライフライン設備を設置しなければ、水道、ガス等の継続的給付を受けることができない場合は、当該他人の土地の所有者の承諾がなくとも当該他人の土地に当該ライフライン設備を設置することができることが明文化されたことから、関係する市の窓口においてその旨を踏まえた対応を求めるものであります。

市の関係窓口としましては、位置指定道路の指定に係る窓口、上下水道管等設備の設置に係る窓口があり、建築住宅課、水道工務課、下水道課が担当しておりますので、それぞれの窓口における対応について、以下のとおり説明させていただきます。

まず、位置指定道路の指定に係る窓口におきましては、位置指定道路の指定に当たり、ライフライン設備の設置に関する審査はないことから、直接的な関連はないものの、窓口に来られる関係事業者に対し、民法改正内容の周知を図ってまいります。

次に、上下水道管等設備の設置に係る窓口におきましては、既に水道法・下水道法及び民法改正の趣旨を踏まえた対応をしておりますが、当該上下水道管等設備のうち市が管理者となる場合については、将来にわたり適切に管理する観点から、引き続き当該設備の設置の際に利害関係者の同意書を提出していただいておりますので、御理解をお願いいたします。

今後とも市の関係課においては、窓口に来られる関係事業者等に対し、今回の民法改正を踏まえた対応を心がけてまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

（担当）

水道部水道工務課

水道部下水道課

都市整備部建築住宅課